

群馬県人権尊重の社会づくり事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、県民に対する人権尊重の理念の普及を目的とする人権啓発活動の充実をはかり、すべての県民が明るく幸せで、真に人権が尊重される地域社会づくりを推進するため、ボランティア団体及び特定非営利活動法人等が行う人権啓発に関する事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

この補助金交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 人権啓発に関する講演会、研修会、シンポジウムの開催
- (2) 人権啓発に関する啓発資料（冊子、リーフレット等）の作成及び配布
- (3) 県民の人権意識の高揚を目的とした交流体験事業
- (4) その他県民の人権意識の高揚を目的とした事業で、知事が特別に必要と認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、事業の実施に直接要する経費とし、知事が別に定める。

(補助額の範囲等)

第4条 補助額は、団体自己負担の範囲内かつ予算の範囲内を限度に知事が別に定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第4条の規定に基づき、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第7条 補助事業者は、事業の内容または経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(計画変更等の承認)

第8条 知事は、前条の規定による事業計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、承認することを決定したときは、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第11条の規程による実績報告は、補助事業完了後30日以内、又は、翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 第1項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了日の属する会計年度の翌会計年度から、5年間保管しなければならない。

(検査等)

第11条 県は、必要と認める場合は、補助対象団体に対して、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成18年 4月19日から施行する。